

# 平成29年度 特定共同指導・共同指導（歯科）における主な指摘事項

## 1 診療録等の記載

- ・診療録は保険請求の根拠となるものなので、歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
- ・診療録第1面に歯式、終了、転帰又は傷病名を記載していない。
- ・診療録第2面に症状、所見、処置内容又は治療方針等を記載していない。
- ・歯科医学的に診断根拠のない、いわゆるレセプト病名が認められる。
- ・診療録に不適切な記載を行っている。  
(例：診療行為の手順と異なる記載、行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への一行複数段の記載、現在使用されていない略称の使用、判読困難な記載、鉛筆による記載)
- ・電子的に保存している記録について、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠していない次の不適切な例が認められたので改めること。
  - ① パスワードの有効期限の設定を6か月としており、2か月以内の設定となっていない。
  - ② パスワードの文字数が少ない例が認められた。パスワードは英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。

## 2 基本診療料等

### ○ 歯科初診料・再診料等

- ・治療の継続性が認められる診療について歯科初診料を算定している。

## 3 医学管理等

### ○ 歯科疾患管理料

- ・診療録に説明した内容の要点を記載していない。
- ・診療録に提供文書の写しを添付していない。
- ・診療録及び提供文書に歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況、患者の基本状況、生活習慣の改善目標、口腔内の状態、歯科疾患と全身の健康との関係を記載していない又は記載が乏しい。

### ○ 歯科衛生実地指導料

- ・診療録に歯科衛生士に対して行った指示内容の要点を記載していない又は記載が乏しい。
- ・提供文書に指導内容、プラークの付着状況に係る内容を記載していない又は記載が乏しい。

### ○ 歯科特定疾患療養管理料

- ・診療録に患者の症状、治療計画、指導内容又は治療内容を記載していない。

### ○ 診療情報提供料（I）

- ・紹介状に対する返事又は治療状況の報告を行ったものに対して算定している。

### ○ 新製有床義歯管理料

- ・提供文書に欠損の状態及び指導内容等に係る要点を記載していない又は記載が乏しい。
- ・診療録に提供文書の写しを添付していない。

### ○ 肺血栓塞栓症予防管理料

- ・関係学会が示す標準的な管理方法を踏まえたリスク評価を行っていない。

## 4 在宅

### ○ 歯科訪問診療料

- ・訪問診療の計画を策定していない。

## 5 検査

- ・診療録に電氣的根管長測定検査又は顎運動関連検査の結果を記載していない。
- ・個々の症例について必要性がないにもかかわらず、画一的に術前のセット検査を行っている不適切な例が認められたので改めること。

## 6 画像診断

- ・診療録に歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影、CTに係る必要な所見を記載していない又は記載が乏しい。
- ・歯科エックス線撮影について必要な部位が撮影されていない。
- ・歯科エックス線撮影について画像を紛失している。

## 7 投薬

- ・医科診療科で実施すべき投薬を行っている。  
(例：高血圧・狭心症治療薬、血糖降下剤等)

## 8 リハビリテーション

### ○ 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）

- ・対象患者ではない者に対して算定している。

### ○ 歯科口腔リハビリテーション料1

- ・診療録に調整方法、調整部位、義歯に係る指導内容を記載していない又は記載が乏しい。

## 9 歯周治療

### ○ 診断等

- ・「歯周病の診断と治療に関する指針」を参考としない歯周治療を行っている。
- ・歯周基本治療の後に歯周病治癒の確認のための歯周病検査を行わずに、歯周病治療を終了している。

### ○ 歯周病検査

- ・歯周病検査において、歯周ポケット検査、歯の動揺度検査又はプラークチャートを

用いたプラークの付着状況の検査が適切に行われていない。

○ **歯周治療**

- ・検査結果等から判断して必要性のないスクレーピング・ルートプレーニングを算定している。

**10 処置等**

○ **う蝕処置**

- ・診療録に処置内容等を記載していない。

○ **加圧根管充填処置**

- ・気密な根管充填を行っていない。
- ・歯科エックス線写真による根管充填後の確認を適切に行っていない。

○ **歯冠修復物又は補綴物の除去**

- ・歯根の長さの3分の1未満のポストの除去について根管内ポストを有する鑄造体の除去を算定している。

○ **口腔内外科後処置**

- ・該当しない処置について算定している。

**11 手術**

○ **歯根嚢胞摘出術**

- ・歯根嚢胞摘出手術として算定すべきものを顎骨腫瘍摘出術として算定している。

○ **口腔内消炎手術、歯周外科手術**

- ・診療録に症状及び手術内容の要点を記載していない。

**12 歯冠修復及び欠損補綴**

○ **補綴時診断料**

- ・診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計を記載していない。

○ **有床義歯修理**

- ・診療録に破折部位、修理内容等を記載していない。
- ・歯科技工加算について、診療録に預かり日、修理を担当する技工士名、指示した修理の内容を記載していない。

**13 保険外診療**

- ・保険診療から保険外診療へ移行した場合において診療録に移行した旨の記載がない。

**14 請求事務等**

- ・診療録と診療報酬明細書で診療内容、所定点数又は合計点数が一致していない。
- ・届出事項の変更に係る届出の遅延等や掲示の不備がある。
- ・一部負担金の未収及び返金に関する管理が不十分である。